

関東ブロック発注者協議会

設 立 趣 旨

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

近年の厳しい財政状況の中、受注をめぐる価格競争が激化し、公共工事の品質低下が懸念され、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、平成17年8月26日に公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

公共工事の発注者においては、品確法とその基本方針に則り、公共工事の品質確保を図るため、総合評価方式の拡充やダンピング受注への対策等に取り組んできたところである。

しかしながら、総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良企業の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘され、平成20年3月28日の公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において、公共工事の品質確保に関する当面の対策が示された。

このようなことから、国、地方公共団体等及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的として、「関東ブロック発注者協議会」を設立するものである。

平成20年11月 6日

「関東ブロック発注者協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、関東ブロック発注者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号 令和元年6月14日一部改正）」、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（平成17年8月26日閣議決定 令和元年10月18日改正）」（以下「基本方針」という。）及び「発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日策定 令和2年1月30日改正）」の趣旨を踏まえ、国、地方公共団体等及び特殊法人等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等について情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、もって関東ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(事務)

第3条 協議会は、下記の事項について連絡調整を行う。

- 一 基本方針等に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況
- 二 発注者間の支援
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別紙1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、国土交通省関東地方整備局長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、農林水産省関東農政局農村振興部長及び都県を代表する委員をもってあてる。なお、都県を代表する副会長は、任期を2年とし、互選により選任する。
- 5 副会長は、会長に事故がある時は、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 協議会の会議は、公開とする。なお、会長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、国土交通省関東地方整備局企画部長をもってあてる。

- 4 副幹事長は、農林水産省関東農政局農村振興部設計課長及び都県を代表する副会長に選任された都県の幹事をもってあてる。
- 5 副幹事長は、幹事長に事故がある時は、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

- 第7条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 2 幹事会の会議は、幹事長が議長を務める。
 - 3 幹事は、自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。
 - 4 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
 - 5 幹事会の効率的な運営を図るため、必要に応じて分科会を設置することができる。
 - 6 分科会の会議は、幹事長が招集する。
 - 7 幹事会及び分科会の会議は、公開とする。なお、幹事長の判断により必要に応じて非公開とすることができる。

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、関東地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

- 附 則 この要領は、平成20年11月6日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成22年10月20日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成23年10月28日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成24年11月15日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成25年11月15日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成27年1月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成27年8月3日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成28年3月24日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成29年3月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成30年2月27日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成30年7月17日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和元年5月29日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和2年7月22日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

第 4 条関係（委員）

	所 属	部 署	役 職
会 長	国土交通省	関東地方整備局	関東地方整備局長
副会長	農林水産省	関東農政局	農村振興部長
副会長	茨城県	土木部	土木部長
委 員	警察庁	関東管区警察局	総務監察部長
	警察庁	科学警察研究所	総務部長
	警察庁	皇宮警察本部	副本部長
	警察庁	東京都警察情報通信部	情報通信部長
	財務省	関東財務局	管財第一部長
	財務省	関東信越国税局	総務部次長
	財務省	東京国税局	総務部次長
	農林水産省	関東森林管理局	計画保全部長
	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部長
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部長
	国土交通省	関東運輸局	総務部長
	国土交通省	東京航空局	空港部長
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部長
	環境省	関東地方環境事務所	統括自然保護企画官
	防衛省	北関東防衛局	調達部長
	防衛省	南関東防衛局	調達部長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課長
	栃木県	県土整備部	県土整備部長
	群馬県	県土整備部	県土整備部長
	埼玉県	県土整備部	県土整備部長
	千葉県	県土整備部	県土整備部長
	東京都	建設局	企画担当部長
	神奈川県	県土整備局	技監(兼)都市部長
	山梨県	県土整備部	県土整備部長
	長野県	建設部	建設部長
	さいたま市	建設局	建設局長
	千葉市	建設局	建設局長
	横浜市	財政局	ファシリティマネジメント推進室 ファシリティマネジメント推進部担当部長
	川崎市	建設緑政局	建設緑政局長
	相模原市	都市建設局	都市建設局長
	茨城県水戸市	財務部	財務部長
	栃木県宇都宮市	建設部	建設部長
	群馬県前橋市	総務部	総務部長
埼玉県川口市	都市計画部	技監兼都市計画部長	
千葉県船橋市	建設局都市計画部	都市計画部長	
東京都新宿区	みどり土木部	みどり土木部長	
神奈川県横須賀市	財務部	財務部長	
山梨県甲府市	行政経営部	行政経営部長	
長野県長野市	建設部	建設部長	

	所 属	部 署	役 職
委 員	東日本高速道路(株)	関東支社	技術部長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部長
	首都高速道路(株)		技術部長
	成田国際空港(株)		調達部長
	日本中央競馬会		施設部長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部長
	(独)国際協力機構		調達・派遣業務部長
	(独)国立科学博物館		経営管理部長
	(独)国立女性教育会館		事務局長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課長
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構		経理部長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	技術管理部長
	(独)都市再生機構		技術・コスト管理部長
	(独)日本学生支援機構	財務部	財務部長
	(独)日本芸術文化振興会	財務企画部	財務企画部長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部次長
	(独)日本スポーツ振興センター	財務部	財務部長
	(独)水資源機構		技術管理室長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画部	営繕企画監
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所	施設部	施設部長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画部管理部長
地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部長	

第6条関係（幹事）

	所 属	部 署	役 職
幹事長	国土交通省	関東地方整備局	企画部長
副幹事長	農林水産省	関東農政局	農村振興部 設計課長
副幹事長	茨城県	土木部	検査指導課長
幹 事	警察庁	関東管区警察局	総務監察部 会計課長
	警察庁	科学警察研究所	総務部 会計課長
	警察庁	皇宮警察本部	会計課長
	警察庁	東京都警察情報通信部	通信庶務課長
	財務省	関東財務局	管財第一部 第一統括国有財産管理官
	財務省	関東信越国税局	総務部 営繕監理官
	財務省	東京国税局	総務部 営繕監理官
	農林水産省	関東森林管理局	森林整備部 森林整備課長
	国土交通省	関東地方整備局	総務部 契約管理官
	国土交通省	関東地方整備局	企画部 技術開発調整官
	国土交通省	関東地方整備局	営繕部 営繕品質管理官
	国土交通省	関東地方整備局	港湾空港部 技術審査官
	国土交通省	関東運輸局	総務部 会計課長
	国土交通省	東京航空局	技術管理官
	国土交通省	国土技術政策総合研究所	企画部 施設課長
	環境省	関東地方環境事務所	自然環境整備課長
	防衛省	北関東防衛局	調達部 調達計画課長
	防衛省	南関東防衛局	調達部 調達計画課長
	最高裁判所	東京高等裁判所	事務局会計課課長補佐
	茨城県	農林水産部農地局	農地整備課長
	栃木県	県土整備部	技術管理課長
		農政部	農村振興課長
	群馬県	県土整備部	契約検査課長
		農政部	農村整備課長
	埼玉県	県土整備部	建設管理課長
		農林部	農村整備課長
	千葉県	県土整備部	技術管理課長
		農林水産部	耕地課長
	東京都	建設局総務部	技術管理課長
		産業労働局農林水産部	農業基盤整備担当課長
	神奈川県	県土整備局都市部	技術管理課長
		環境農政局総務室	経理担当課長
	山梨県	県土整備部	技術管理課長
		農政部	耕地課長
	長野県	建設部	建設政策課 技術管理室長
	さいたま市	建設局	技術管理課長
	千葉市	建設局土木部	技術管理課長
	横浜市	財政局ファシリティマネジメント推進室	公共事業調整課長
		ファシリティマネジメント推進部	
	川崎市	建設緑政局総務部	技術監理課長
相模原市	都市建設局	技術監理課長	
茨城県水戸市	財務部	契約検査課長	
栃木県宇都宮市	建設部	技術監理課長	
群馬県前橋市	総務部 契約監理課	審査契約室長	

	所 属	部 署	役 職
幹 事	埼玉県川口市	建設部	建設管理課長
	千葉県船橋市	建設局都市計画部	技術管理課長
	東京都新宿区	みどり土木部	道路課長
	神奈川県横須賀市	財務部	契約課長
	山梨県甲府市	行政経営部	契約管財室 指導検査課長
	長野県長野市	財政部	契約課長
	東日本高速道路(株)	関東支社 技術部	技術管理課長
	中日本高速道路(株)	東京支社	環境・技術管理部 技術管理課長
	首都高速道路(株)		技術部技術企画課長
	成田国際空港(株)		調達部調達管理グループ マネージャー
	日本中央競馬会		施設部施設総務課長
	(国立研究開発法人)科学技術振興機構		契約部 契約調整課長
	(独)国際協力機構		計画・調整課長
	(独)国立科学博物館		経営管理部 施設整備主幹
	(独)国立女性教育会館		財務・企画課長
	(独)国立美術館	国立西洋美術館	総務課室長(管理)
	(独)国立文化財機構	東京国立博物館	総務部 環境整備課長
	(独)国立文化財機構	東京文化財研究所	研究支援推進部 管理課長
	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	経理部	契約第一課長
	(独)中小企業基盤整備機構		財務部施設課長
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東京支社	技術管理部技術管理課長
	(独)都市再生機構	技術・コスト管理部	担当課長
	(独)日本学生支援機構	財務部	施設整備推進室長
	(独)日本芸術文化振興会	財務企画部	財務企画部契約課長
	(国立研究開発法人)日本原子力研究開発機構		契約部 契約第3課長
	(独)日本スポーツ振興センター	財務部調達管財課	財務部 調達管財課長
	(独)水資源機構		技術管理室 技術調査課長
	(独)労働者健康安全機構	医療企画部	建築課長
	(国立研究開発法人)産業技術総合研究所	施設部	計画室長
	(独)製品評価技術基盤機構		企画管理部 総務課長
	地方共同法人 日本下水道事業団		事業統括部 技術監理課長